特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

(税込み・配送料実費)

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和5年 6 月 29 日 (木) (2023年)

No. 15927 1部377円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[FAX] 03-3535-5347 [電話] 03-3535-3052

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

目 次

☆欧州各国の知的財産制度 ポーランド (下) ………(1) -第41回-

☆意匠制度初心者向けガイド みんなの意匠権 (11) ☆フラッシュ (特許庁人事異動) …………… (12)

欧州各国の知的財産制度

- 第41回 - ポーランド (下)

日本大学法学部 (大学院法学研究科) 教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、欧州各国の知的財産制度について、複数 回に分けて紹介するものである。今回は、ポーラン ドの知的財産制度のうち、商標制度、著作権制度を 中心に解説する。

2. 総論

ポーランドの商標制度は、1919年に商標の保護に

関する法令として成立し、その後、1962年に商標法 が制定、施行された。この商標法は、1985年、1994 年に改正法が施行され、その後、商標に関する規定 は、2000年6月30日の工業所有権法(2001年8月22 日施行) に包含された。工業所有権法は、2007年6 月29日の改正法(2007年11月1日施行)により改正 される等、幾度の改正を経て、最近では、2020年7 月1日に改正法が施行されている。



京都ブランチ (5名:うち弁理士3名)

神戸本部(64名:うち弁理士24名)

上海瀚橋専利代理事務所 (12名:うち専利代理人6名)



創業 1926 年、貴社の特許、意匠、商標出願を先進国から新興国まで豊富な経験とスタッフでサポートします。

- ■URL: http://www.arco.chuo.kobe.jp/ ■E-mail:office@arco.chuo.kobe.jp
- ■神戸本部:〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 7-1-1 日本生命三宮駅前ビル 5F
- ■京都ブランチ:〒604-8225 京都市中京区蟷螂山町 481 京染会館4階
- ■上海 瀬 橋 : 郵編 200120 中国 上海市浦東新区東方路 69 号 21 階 2108 号室 ■顧問:米国特許弁護士 マーク・アレマン 中国専利代理人 曹芳玲 他 5 名

TEL:078-855-5539 TEL: 075-213-5600 TEL:+86-21-6415-8030